

入札説明書

県立延岡病院が行う医療器具洗浄等業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の4に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和5年8月3日（木）

2 競争入札に付する事項

(1) 委託件名

県立延岡病院医療器具洗浄等業務委託

(2) 委託内容

ア 外来診療科における医療器具の洗浄業務及び診療準備等業務

イ 臨床検査科における検査器具の洗浄業務及び検査準備等業務

(3) 委託場所

県立延岡病院

(4) 委託期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(5) 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、開札日当日において次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 昭和46年宮崎県告示第93号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種、営業種目がその他の者であること。
- (3) 公告の日から入札日までのいずれかの日においても、宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第 4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者は、上記の要件を満たすことを証明する書類を令和5年8月14日（月）午後5時までに提出しなければならない。このうち(2)を除く資格要件を満たすことを証明する書類は、「参加要件に係る申立書」（別紙様式1）を使用しても良い。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 担当部局

県立延岡病院 医事・経営企画課財務担当 延岡市新小路2丁目1番地10
郵便番号 882-0835 電話番号 0982-32-6781

5 委託業務の仕様等

別添仕様書のとおり。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については令和5年8月14日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札方法

- (1) 入札に参加する者は、入札書（別紙様式2）を持参により提出しなければならない。なお、入札書は封筒に入れ密封し、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号を記載し提出すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式3）を提出するほか、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (4) 落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 開札の日時 令和5年8月17日（木）午後1時30分
- (2) 開札の場所 県立延岡病院 2階 地域医療センター

9 再度入札

- (1) 開札した場合において、落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回を限度する。
- (3) 再度入札の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。
- (4) 再度入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 再度の入札においても落札者となるべき者がおらず、最低入札価格と予定価格との差が僅少の範囲内にあるときは、最低価格入札者と予定価格の範囲内で随意契約することがある。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 過去2箇年度の間に、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

11 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第107条に規定する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 業務引継

従前の受託者と異なる者が落札者となったときは、落札決定の日から委託業務を開始する日までの期間を、業務引継等のための委託業務開始準備期間とし、業務引継等の具体的な方法については別添の委託業務開始準備期間に係る特記仕様書によるものとする。

14 長期継続契約に関する特記事項

契約条項の特記事項として、令和5年度以降、予算が減額又は削除された場合に、県が契約を解除できる特約事項を契約書に規定することとする。